

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月12日

【会社名】 富士石油株式会社
(旧会社名 AOCホールディングス株式会社)

(注)平成25年6月26日開催の第11回定時株主総会の決議により、平成25年10月1日をもって当社商号を「AOCホールディングス株式会社」から「富士石油株式会社」へ変更しました。

【英訳名】 Fuji Oil Company, Ltd.
(旧英訳名 AOC Holdings, Inc.)

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関屋 文雄

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 関屋 文雄 は、当社の第12期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。